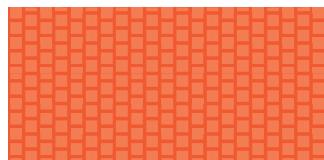
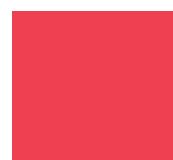


## 序論



## 基本構想



## 基本計画

▼補足的情報用図み



あ

基本目標1



あ

基本目標2



あ

基本目標3



## 資料編

## 2 総合計画の概要

### (1) 役割

第6次犬山市総合計画は、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政が主体的かつ計画的に取り組みを進め、持続可能なまちを実現するために、次の3つの役割を担います。

#### 市の最上位計画であり、犬山市政の道しるべとなる“市政の羅針盤”

市で取り組むすべての施策の基本となり、市が目指すまちの将来像を描き、その実現に向けた取り組みの方向性を指し示す「羅針盤」とします。

#### 市民の参画と行政との協働による“まちづくりの行動指針”

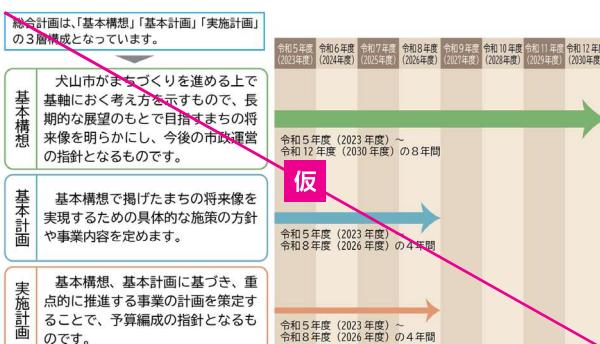
市民と行政が協働の心を持ち、対話や交流を重ね、お互いの理解と共感に基づき協力してまちづくりを進めていくための共通目標や取り組みの方向性を示す「行動指針」とします。

#### 計画的なまちづくりの達成状況を測る“進行管理の基準”

計画の評価・検証など進行管理を行うため、具体的な目標と、その目標の達成度が確認できる指標と数値目標を定めた「進行管理の基準」とします。

### (2) 計画期間と構成

第6次犬山市総合計画の計画期間は次のとおりです。ただし、基本構想、基本計画、実施計画のいずれにおいても、社会情勢の変化などに対応するため、適時見直しを行います。



### (3) 位置付け

かつては、地方自治法によって市町村に議会の議決を経て「基本構想」を策定することが義務付けられていましたが、平成23（2011）年にその規定が廃止されました。犬山市では同年、「犬山市議会の議決すべき事件を定める条例」において議会の議決を経る事件として「基本構想」と「基本計画」を位置付け、さらに令和元（2019）年に「犬山市協働のまちづくり基本条例」を制定し、「基本構想」と「基本計画」を策定することを定めています。

#### 「地方自治法第2条第4項（改正前）」

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

#### 「犬山市議会の議決すべき事件を定める条例」

（議会の議決すべき事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとします。

（1） 市行政全般に係る将来の目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に示した基本構想及び基本計画の策定又は変更（軽微なものを除く。）に関すること。

（2）～（3）略

#### 「犬山市協働のまちづくり基本条例」

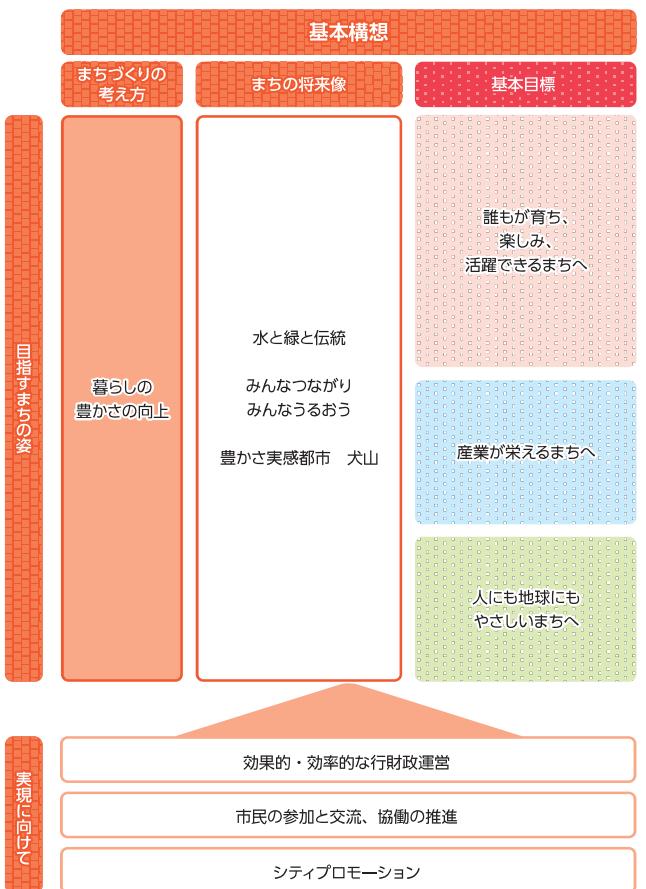
（計画的な市政運営）

第20条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るために基本構想と基本計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、総合計画の策定や見直しにあたっては、市民に参加の機会を保障します。

基本構想

## 5 施策体系

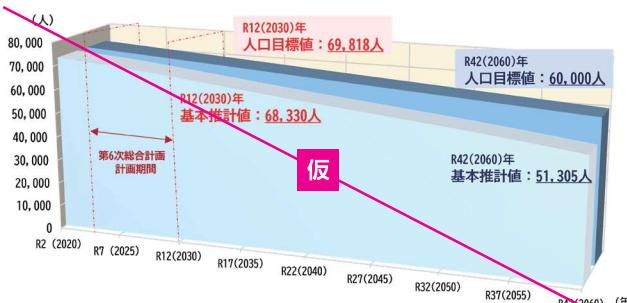


## 6 人口の目標（「犬山市人口ビジョン」より）

令和●年に策定した「犬山市人口ビジョン」では、このまま何も手を打たなければ、犬山市の人口は、令和2年（2020年）の73,090人から令和42年（2060年）には約51,000人に減少すると言われていますが、出生率の向上や社会移動率の改善によって人口減少を抑制することで、令和42年（2060年）の目標人口を60,000人としています。

人口減少抑制に向けた取組みは、すぐに効果が出るものばかりではないため、中長期的な視点を持って令和22年（2040年）における目標人口を66,500人とし、そこから逆算をして計画期間の最終年度である令和12年（2030年）における目標人口を69,818人としています。

令和12（2030年）目標人口 **69,818人**



## 7 将來の都市構造（土地利用）

土地は、市民生活や産業活動の基盤です。土地利用は、将来のまちの形成に大きな影響を持つため、地域特性や都市基盤の整備状況、社会経済動向などを踏まえ、計画的な土地利用を図ります。将来の都市構造の実現にあたっては、必要に応じて条例等による立地緩和も選択肢に入れた検討を行います。なお、土地利用については、具現化するために相当の期間を有することを考慮して、2040年に向けた姿を記載することとしました。

### 基本方針

本市の特徴的な地域の良好な歴史的資産や自然環境との調和（共存・共生）を図りながら、豊かな市民生活の実現や産業経済活動の振興のため、住・農・商・工のバランスの取れた都市の形成を図ります。

### 目指す都市の全体像

市全体を3つのゾーン（生活交流ゾーン、水と緑の保全・活用ゾーン、暮らしこそ自然が調和したコミュニティ形成ゾーン）に区分し、各ゾーンの特性を活かした土地利用を進めます。

将来に向けて、まちと市民にさらなる豊かさをもたらす源を形成するため、「都市形成軸」を設定します。

6つのエリア（拠点）を設定し、新たな施設整備や高度利用を促進するなど、重点的な土地利用を計画的に進めます。

### 土地利用の考え方

「目指す都市の全体像」の実現に向けて、以下のような土地利用の考え方を基に、各エリアにおける土地利用を進めます。

- 社会資本ストックを有効に活用し、地域の特性に合わせた利便性の高い集約型都市の形成を促進します。
- 市内外の人たちが交流を育むことのできる都市拠点づくりを促進します。
- 将来にわたって、住んでいる人たちの暮らしが持続できるよう、公共交通など地域の「足」の確保を図るとともに、鉄道駅周辺においては、公共交通機関や自転車等との接続を改善し、利便性の向上を図ります。
- 周辺環境や地域特性に配慮した経済活動の場を誘導します。
- これまで守り、育んできた歴史的資産や自然環境の保全と活用を図り、人の暮らしと自然が共生する環境づくりに努めます。
- 市街化区域内の低・未利用地は新たな活用を促進します。
- 市街化調整区域内の優良農地の保全及び適切な活用に努めます。

## 基本目標1

## 施策 1-1 子育て

## 目指す姿 出産や子育ての希望が実現できるまち



## 現状

少子化の進行や核家族化、地域におけるつながりの希薄化等により、子育て家庭が抱える問題は多様化しており、出産や子育てに不安を抱える人の増加や育児の孤立化が進んでいます。

## 課題

出産や子育ての不安解消や育児負担の軽減に取り組み、安心して出産や子育てができる環境整備が必要です。

支援が必要な家庭に対し、個々の家庭の実情に応じた適切な支援を行うことが必要です。

## 取組みの方向性

## 子育て世代への包括的な支援

各種相談・健診・教室の開催等を通じて、妊娠、出産、子育て期の様々な不安や疑問、相談に対応し、子どもの健全な発育を助けるとともに親同士の交流の機会を作ります。また、出産、子育てに対する経済的支援を実施します。

## 子育て家庭への相談及び支援の充実

要保護及び要支援児童への相談対応等、子ども家庭支援全般にかかる相談業務や関係機関との連絡調整を実施します。

## 充実した保育サービスの提供

3歳未満児の保育ニーズに対応するため、育休退園対象児童の年齢引き下げのための環境整備の検討や、病児保育等、各保育サービスの充実を行います。

## 子育てと女性の活躍応援

子育て期の女性のリフレッシュ・自分磨き・活動、これから働き方のはじめの一歩等を応援します。また、地域の子育て応援者・団体の情報提供やつながりづくりも行います。

子どもの数は減少していますが、共働き家庭の増加や女性の社会進出、就労形態の変化に伴い、子育て支援のニーズは多様化しています。

多様化する子育て支援ニーズに対応するための環境を整備し、サービスの拡充をする必要があります。

## 青少年の悩み相談の充実と支援

青少年一人ひとりの状況に応じた相談を行うとともに、支援者のための研修会を実施します。

核家族化や親の労働環境の変化、情報機器の普及等により青少年を取り巻く環境が大きく変化しており、青少年の抱える問題が多様化・複雑化する一方で、プライベート意識の変化や地域との関わりの希薄化により、問題が内面化しています。

青少年の悩み相談や個人の状況に応じた支援を行うとともに、青少年が健やかにいきいきと生活できる環境整備が必要です。

子ども未来園等の施設の老朽化が進んでいます。

施設の維持管理・更新を計画的に進めいくことが必要です。

## 施設の計画的な維持管理・更新

保健センターの老朽化が進んでいます。

施設の維持管理・更新を計画的に進めいくことが必要です。

## 施設の計画的な維持管理・更新

達成指標						
番号	指標	説明	単位	現状値 (時点)	2026目標値 【目前の方向】	目標値【目指す方向】 設定の考え方
1	出生割合	「出生数（X年）」 ÷ 「20歳から39歳までの女性人口（X+1年1月1日時点）」	%	61.82 (R3)	↗	現在、国全体、愛知県全体を下回っていることから、2026年においては、国全体と同水準を目指とする。
2	0～14歳人口／総人口	「0歳から14歳までの人口総人口（X年1月1日時点）」 ÷ 「総人口（X年1月1日時点）」	%	11.87 (R3)	↗	国全体に対する割合を4年前程度に戻す。（国全体+0.3%程度）
3	「子育てをしやすいまち」だと思う市民の割合	「子育てをしやすいまちだと思いますか。」という設問に對して、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合	%	42.7 (R3)	↗	毎年の推移がないことから増加を目指すこととする。

## 計画期間における重点事業

事業名
(仮) 新橋爪・五郎丸こども未来園整備
(仮) 新羽黒保育園整備
多子・多胎世帯に対する子育て支援
病児保育
子ども未来園未満児施設整備

## 関連する個別計画

計画名	期間
第2次犬山市教育振興基本計画	H30(2018)～R4(2022)
第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画	R2(2020)～R6(2024)
第2次みんなで進めるいぬやま健康プラン21（改訂版）	H31(2019)～R5(2023)
子ども未来園施設整備10ヶ年計画	R2(2020)～R11(2029)

## 重点事業

## 施策 1-1 子育て

## 目指す姿 出産や子育ての希望が実現できるまち

## 事業名 | 事業内容 |

(仮) 新橋爪・五郎丸  
子ども未来園整備

多様化する保育ニーズの変化と施設の老朽化に対応するため、橋爪子ども未来園、五郎丸子ども未来園を統合し、移転します。



## (仮) 新羽黒保育園整備

多様化する保育ニーズの変化と施設の老朽化に対応するため、羽黒子ども未来園、羽黒北子ども未来園を統合し、移転します。なお、新設する園については、民間事業者からの提案を募り、事業者による施設整備及び保育運営事業の委託を予定しています。

多子・多胎世帯に対する  
子育て支援

3人以上の子どもや双子などの多胎児がいる世帯に対し、妊娠期から中学卒業までの成長段階に応じて切れ目なく、1つのパッケージとして取りまとめ、継続的に支援することで、多子世帯・多胎世帯の子育てにかかる負担をやわらげ、少子化対策や定住促進を図ります。



## 病児保育

緊急的に病気の子どもを預けられることで、保護者が安心して働くことができる環境を整備するため、市内医療機関にて病児保育（※）事業を委託するにあたり、施設整備に対する補助を行います。

※子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育します。



## 事業名 | 事業内容 |

子ども未来園未満児  
施設整備

増加が予想される未満児（0～2歳児）保育のニーズに対応するため、未満児が安全安心に生活できるよう子ども未来園の環境を整備します。



## 施策 1-2 教育

## 目指す姿 犬山らしい教育の中で子どもが成長できるまち

## 事業名 | 事業内容 |

## 犬山南小学校整備

施設の老朽化に対応するとともに、児童の教育環境の向上と地区的拠点として利用しやすい複合施設を目指し、犬山南小学校を整備します。



## 城東小中学校整備

施設の老朽化に対応するとともに、児童の教育環境の向上と地区的拠点として利用しやすい複合施設を目指し、城東小学校、城東中学校を整備します。

読解力向上推進  
(授業改善)

読解力の向上と図書館教育に関する研究体制を充実させ、児童生徒の読解力・読書量の向上を図ります。



**施策 1-1** 子育て

**目指す姿** 出産や子育ての希望が実現できるまち

**施策 1-2** 教育

**目指す姿** 犬山らしい教育の中で子どもが成長できるまち

**施策 1-3** 生涯学習

**目指す姿** 子どもから大人まで、誰もが楽しく学び活用できるまち

**施策 1-4** 歴史文化

**目指す姿** 暮らしのなかで歴史文化の魅力にふれることができるまち

**施策 1-5** 健康・福祉

**目指す姿** 誰もがイキイキと健やかに暮らすことができるまち

**施策 2-1** 農業

**目指す姿** 地域の特性を活かした魅力ある農業ができるまち

**施策 2-2** 商工業

**目指す姿** 魅力ある商工業が栄え、地域にいざわいを創出するまち

**施策 2-3** 観光

**目指す姿** 犬山らしさを磨き、ずっといたくなる、みんなでつくる・みんなのための観光

○施策 3-1 住環境・インフラ

**目指す姿** 誰にとっても快適で暮らしやすいまち

○施策 3-2 安心・安全

**目指す姿** 日ごろからの備えと対策で  
安全・安心に暮らせるまち

○施策 3-3 低炭素・循環型・自然共生

**目指す姿** 地球環境に配慮しているまち

**目指す姿** 行財政運営

賢い行財政運営をしているまち

**目指す姿** 市民参画と交流、協働

多様な主体が交流、参加できる協働のまち

**目指す姿** シティプロモーション

住んで良かったと自慢できるまち